

▶ 相続税増税により大幅に増える

「小規模宅地特例」の適用判定が分かる決定版!!

相続税増税対応

事例で理解する!

小規模宅地 特例の活用

高橋安志 著

本書の特色

▶ 27年1月施行の改正相続税法により、相続税の対象者は大幅に増加。新たに課税対象となる相続人から超資産家の相続人に至るまで、相続税評価を最大8割減額する小規模宅地特例の適用は不可欠。27年以降の相続の完全対応版。

▶ 180近くの事例(ケース)の“Q&A”により、あらゆる場面を想定した小規模宅地特例の適用可否パターンが手に取るように分かる。……法令を読み解くのに役立つコラムや、土地・家屋の権利関係に対応した図解でスッキリ!!

▶ 質問の多い“二世帯住宅”は、その居住形態や権利関係などから、“老人ホーム入所”は、入所時や相続開始時の状況などから、適用判定を特別に編集!!



A5判・定価(本体3,000円+税)送料300円

※送料は平成26年10月時点の料金です。

ぎょうせい

●はしがき

本書を最初に世に出したのが平成7年9月でしたが、早いものでそれから19年が経過しました。その間、5度の改訂版を発売しましたが、それも最後が平成25年12月と、約1年が過ぎました。(合計6冊)

今回の改訂版はシンプルに平成27年以後の相続開始のみにしました(老人ホームと二世帯住宅等は平成26年以後の相続開始から適用されます。)。1年間に多くの税理士等から実務的な質問がありましたので、それらも含めてより分かりやすい内容に改訂しました。

完全分離型等の二世帯住宅等は複雑で事例も多く想定されるために、第4章に「二世帯住宅等」の特集編(34ケース)として詳解しました。また、平成26年3月31日措置法施行令40の2第3項に急遽括弧書きが追加され、老人ホームに入所した場合の留守家族の立場が法令で明確にされました。実務的に重要ですので詳細に解説するために、第5章は「老人ホーム入居時」の特集編(32ケース)として詳解しました。

この2テーマは、税理士同士の会話、業界誌における記事の多さに見られるように、多くの方が実務上混乱していますので、特集として掲載しました。

今回の特徴は、専門家向けに「条文の読み方」と「全体像」に重点を置き、かつ一般の読者向けにも従来以上に「図表」と事例を多くし、より理解しやすい内容にしました。また、途中に実務上関係する事柄をコラム形式で解説しています。

平成26年10月吉日 東京都北区赤羽の寓居にて
税理士 高橋安志

●著者紹介

高橋 安志 (たかはし やすし)

- ▶ 山形県大石田町出身、税理士法人安心資産税会計 代表社員、(有)相続110番協議会 代表取締役。
- ▶ 事業承継、相続税・贈与税対策・相続税申告等、相続関係の各種アドバイスや、譲渡の事前事後相談等を中心業務として位置づけ、各種専門のノウハウを多数所有している全国でも数少ない不動産税務特化型の会計事務所を経営。
- ▶ 銀行・不動産会社・証券会社・税理士等で相続税等の実務的な講演多数。著書:「Q&Aよくわかる小規模宅地特例105問105答」「徹底活用!Q&A小規模宅地特例のポイント」、「事例にみる相続時の土地評価と減価要因(共著)」他多数。

目次

第1章 特例のあらまし Q1~Q19(略)

第2章 特例の適用要件の共通項目 Q1~Q32(略)

第3章 個別の特定宅地等解説

第1節 全体像 Q1 80(50)%減額となる宅地等の概要/Q2 小規模宅地等の特例規定を、条文の相互関係で解説 第2節 特定事業用宅地等 Q1 特定事業用宅地等とは/Q2「事業」の範囲/Q3「相当の対価等」の内容/Q4 被相続人等の事業用宅地等の範囲/Q5 下宿等の取扱い/Q6 申告期限までに転業又は廃業があった場合/Q7 申告期限までに酒屋からコンビニエンスストアに転業した場合/Q8 申告期限までに医者から歯科医に転業した場合/Q9 申告期限において災害により事業を休止している場合/Q10 申告期限までに宅地等の一部について譲渡等があった場合/Q11 申告期限において建替工事中である場合/Q12 相続人等が「やむを得ない事情」により事業主となれない場合/Q13 事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合/Q14 従前の建物等と建築中等の建物等の事業用割合が異なる場合/Q15 使用人の寄宿舎等の敷地の取扱い/Q16 農業用機械等を収納するための建物の敷地の場合/Q17 建築資材置場等の場合 第3節 特定居住用宅地等 Q1 特定居住用宅地等とは/Q2 被相続人等の居住用宅地等の範囲「土地建物の利用関係図」/Q3 居住用建物の建築中等に相続が開始した場合/Q4 第三者所有の建物に被相続人が居住していた場合/Q5 居住の用に供していた宅地等が土地区画整理中である場合/Q6 1棟の建物の一部が特定居住用宅地等に該当する場合/Q7 Q6の場合の具体的計算例/Q8 特定居住用宅地等の一部を取得した配偶者以外の者の取扱い/Q9 「同居」の意義/Q10 被相続人と同居していた親族の範囲/Q11 俗称「家なき子」の意義/Q12 「家なき子」の例外・1/Q13 「家なき子」の例外・2/Q14 「家なき子」の配偶者の範囲/Q15 被相続人が単身赴任していた場合/Q16 病気等で病院に入院していた場合/Q17 老人ホーム等に入所していた場合/Q18 申告期限までに配偶者贈与の特例を受けるために贈与した場合/Q19 相続開始前に配偶者贈与の特例を受けている宅地等の取扱い/Q20 同一敷地上に居住用建物が2つある場合/Q21 居住用宅地等が2つ以上ある場合についての詳細 第4節 特定同族会社事業用宅地等 Q1~Q10(略) 第5節 貸付事業用宅地等 Q1~Q5(略) 第6節 郵便局舎の事業用宅地等 Q1~Q3(略)

第4章 二世帯住宅等の特集編

Q1 特定居住用宅地等の法令及び通達の相互関係/Q2 二世帯住宅等の場合の各種パターン~全34ケース

第5章 老人ホーム入所等の特集編

フローチャート/(1)介護認定の時期の問題/(2)老人ホーム等に入所等直前の居住用宅地の問題/(3)配偶者も老人ホームに入所等した場合の問題/(4)老人ホーム等に入所等直前の居住用宅地等の家族の使途

第6章 添付書類等編 (略)

第7章 法令・通達編 (略)

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)
電話受付時間:平日9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <http://gyosei.jp>

キリトリ線

申
込
書

相続税増税対応 事例で理解する! 小規模宅地特例の活用

部

A5判・定価(本体3,000円+税)送料300円 コード 5108117-00-000 相続小規模特例

◎上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

御住所(〒 _____)

(社費・公費・私費)

フリガナ
御氏名

Ⓜ

TEL

e-mail

@

※送料は平成26年10月時点の料金です。

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。



株式会社
ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 〒104-0061
本部 東京都江東区新木場1-18-11 〒136-8575
TEL: 0120-953-431/FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

(H26.10)

ISBN978-4-324-09917-9 コード 5108117-00-000 相続小規模特例

●取扱者